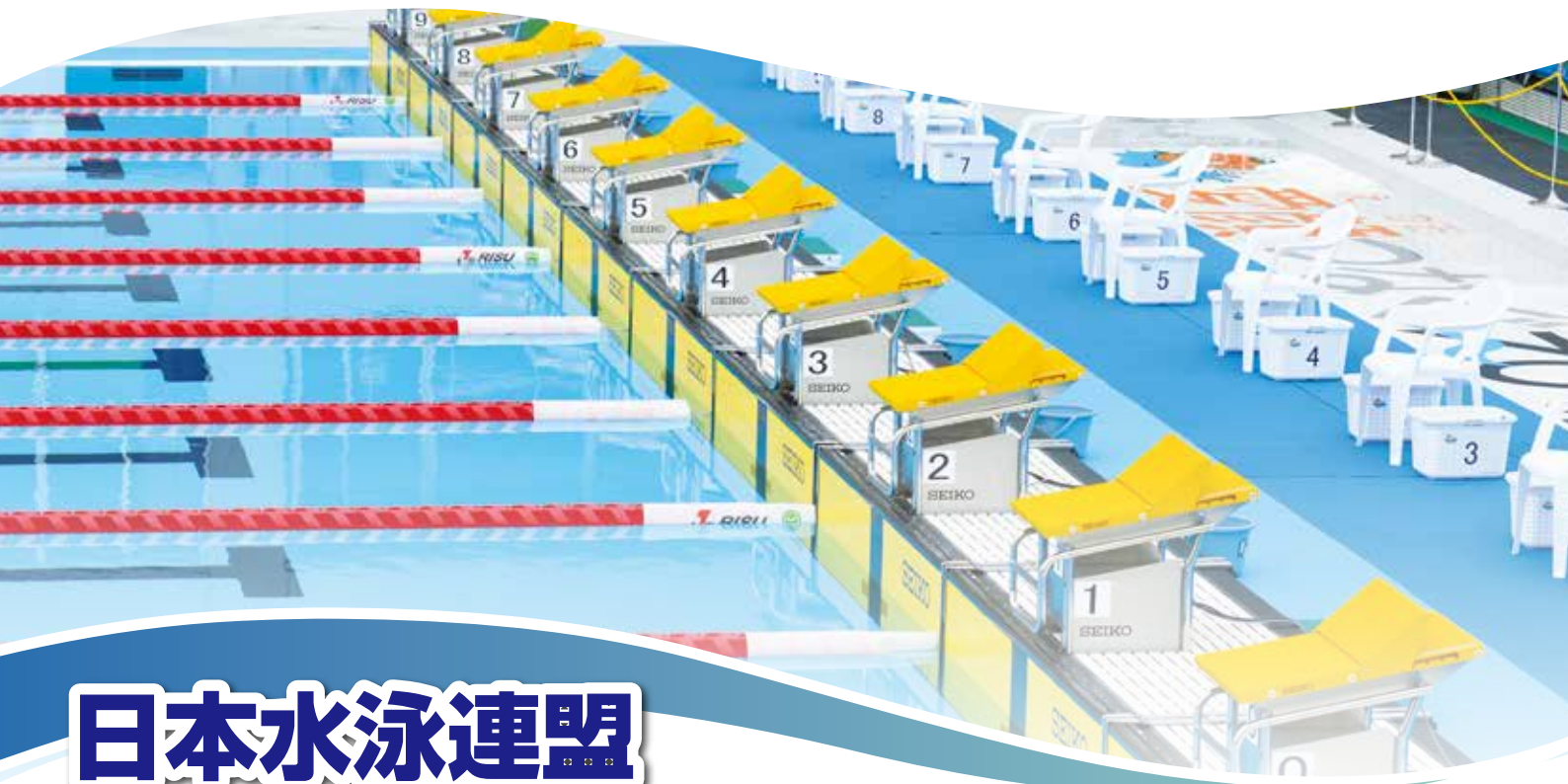




日本水泳連盟 日本スイミングクラブ協会 総合補償制度のご案内



本制度は、

(公財)日本水泳連盟／(一社)日本スイミングクラブ協会に加盟のクラブの皆様が
管理する、プール等のスポーツ施設内外で起きた事故を補償いたします。

加盟クラブの皆様の声を反映し、安心してご加入いただける内容となっております。

申込書到着期限／**2020年3月13日(金) 必着**

保険料振込期限／**2020年3月19日(木) 着金**

中途加入の場合は、裏面のお問合わせ先までご連絡ください。

- 2020年度より、日本水泳連盟総合補償制度とスイミングクラブ総合補償制度の2つの制度を統合いたしました。
- より充実した補償内容となっておりますので、この機会にぜひご加入下さい。

* この保険にご加入いただけるのは、(公財)日本水泳連盟加盟のクラブ、(一社)日本スイミングクラブ協会加盟のクラブに限りますので、ご確認のうえお申し込みください。

* この保険契約は、(公財)日本水泳連盟を保険契約者とし(公財)日本水泳連盟加盟クラブ(一社)日本スイミングクラブ協会加盟のクラブ等を被保険者とする保険であり、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として(公財)日本水泳連盟が有します。

- ・ご加入お手続きのご案内 P 2
- ・総合補償制度の概要 P 3
- ・2020 年度の改定点・変更点 P 4

保険の内容

- ①スイミングクラブ保険 P 5
- ②国内旅行傷害保険 P 8
 - 国内旅行傷害保険契約通知書 P 9
- ③傷害保険 P 10
- ④労働災害総合保険 P 11
- ⑤サイバーリスク保険 P 12

あらまし

- ①スイミングクラブ保険
 - （施設賠償責任保険・受託者賠償責任保険）のあらまし P 14
 - （レジャー・サービス施設費用保険）のあらまし P 15
- ②国内旅行傷害保険のあらまし（契約概要のご説明） P 18
- ③傷害保険のあらまし（契約概要のご説明） P 19
- ④労働災害総合保険のあらまし P 20
- ⑤サイバーリスク保険のあらまし（契約概要のご説明） P 21

資料編・記載例

- ・事故報告書 兼 事故証明書 P 26
- ・事故報告書 兼 事故証明書（記入例） P 27
- ・事故対応の流れ P 28

加盟クラブの皆様へ

公益財団法人 日本水泳連盟
会 長 青 木 剛



一般社団法人
日本スイミングクラブ協会
会 長 岡 本 實



拝啓 時下ますますご隆昌のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

スイミングクラブにおいて発生する事故を広くカバーするために、日本水泳連盟では1999年より「総合補償制度」、日本スイミングクラブ協会では1979年より「スイミングクラブ総合補償制度」を創設し、制度の普及に努めてまいりました。水泳界の更なる発展と加盟クラブの利便性拡大に向けて、日本水泳連盟ならびに日本スイミングクラブ協会と協議を重ね、2020年4月1日より両制度を統合し、新たな「総合補償制度」としてスタートすることといたしました。

新総合補償制度は、①スイミングクラブ保険（賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険）、②国内旅行保険、③職員傷害保険、④労働災害総合保険、⑤サイバーリスク保険の5つの保険から構成されており、従来の日本水泳連盟・日本スイミングクラブ協会の制度より充実した補償内容となっております。また、スケールメリットを活かして保険料についても割安となっております。

スイミングクラブにおかれましては、施設の保全ならびに指導要領等の策定や徹底に日々務めていただいておりますが、事故が、いつ、どんな時に起こるかを予測することは極めて困難なものと拝察いたします。また、昨今は権利意識の変化によって、国内においても高額な賠償金を請求されるケースが増えてきており、日本水泳連盟・日本スイミングクラブ協会の役員一同深く憂慮しているところであります。

新総合補償制度は、スイミングクラブの特性と日本水泳連盟・日本スイミングクラブ協会のスケールメリットを活かした大変有意義な内容となっておりますので、是非とも多くの加盟クラブの皆様にご活用いただきたく、ご案内方々お願い申し上げます。

敬 具

ご加入お手続きのご案内

以下のとおり、ご加入の手続きをご説明します。

1 加入依頼書（添付）にご記入のうえ、返信封筒にてご送付ください。

● 加入依頼書使用方法

- 1 枚目…………… 団体控
 - 2 枚目…………… (株) 藤田組控
 - 3 枚目…………… 東京海上日動控
 - 4 枚目…………… 貴クラブ控
- 4 枚目は貴クラブに、ご保管ください。

● 加入依頼書 3 枚を下記送付先へご送付ください。

加入依頼書送付先

〒103-0022
東京都中央区日本橋室町 1-12-15 テラサキ第2ビル 3F 株式会社 藤田組 気付
公益財団法人 日本水泳連盟／一般社団法人 日本スイミングクラブ協会
総合補償制度事務局
電話番号 03-3276-7551

2 保険料を、3月19日(木)までに、下記口座へお振り込みください。

なお、加入依頼書をご送付いただきましても、保険料（掛金）納入前に発生した事故につきましては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。（普通保険約款の規定より）

保険料振込先および口座名義

保険料振込先 みずほ銀行 日本橋支店 （普通） No.2163834
□ 座 名 義 一般社団法人日本スイミングクラブ協会

加入証明書を発行しますが、お手元に届くまで 1 ～ 2 か月かかります。それまで、加入依頼書控と、保険料振込の控（銀行用紙）を保管ください。

3 中途加入もできます。

この保険は、中途加入ができます。
保険料は、(株) 藤田組へお問い合わせください。

TEL : 03-3276-7551
FAX : 03-3276-7550

総合補償制度の概要

本制度は、（公財）日本水泳連盟／（一社）日本スイミングクラブ協会に加盟のクラブのために開発された専用の団体（包括）契約です。

次の 5 種類の保険が用意されており、両団体の加盟クラブであればどなたでもご加入いただけます。
※この制度にご加入いただく場合①スイミングクラブ保険は必須加入、②～⑤は任意加入となります。

会員・ビジターの皆さまのために

① スイミングクラブ保険【賠償責任保険、レジャー・サービス施設費用保険】…………… P5

- ▶クラブに責任のある賠償事故や・クラブの管理下中の傷害事故などに備えて
 - 賠償責任事故時：被害者 1 名、1 事故 5 億円の大きな補償！（施設賠償責任保険・対人賠償）
 - 傷 害 事 故 時：被害者 死亡・後遺障害、入院、通院時の補償！
 - クラブへの往復途上のケガも補償します。

② 国内旅行傷害保険 …………… P8

- ▶大会・合宿・レクリエーション等、国内旅行中の不慮の傷害事故に備えて
 - 事務手続きが簡便！（旅行出発前日までに所定の通知書を FAX するだけ！）
 - 保険料支払いは月に 1 度！（1 か月分をまとめて翌月までにお振込みいただきます。）
- ※ご利用には事前のご登録が必要となります。

コーチ・従業員の皆さまのために（派遣コーチ、アルバイトを含みます。）

③ 傷害保険（政府労災加入の有無を問わず加入できます。）…………… P10

- ▶コーチ・従業員の就業中の傷害事故に備えて
 - 政府労災等、他の補償制度と関係なくお支払い！
 - 従業員の入れ替わりも自動で補償！



④ 労働災害総合保険（政府労災加入者のみ加入できます。）…………… P11

- ▶政府労災加入のコーチ・従業員の就業中の傷害事故に備えて
 - 政府労災の上乗せ補償！
 - 従業員の入れ替わりも自動で補償！

⑤ サイバーリスク保険 …………… P12

- ▶個人情報・法人情報の漏えい事故に備えて
 - マイナンバーや保険証番号、運転免許証番号のみの漏えいも対象！
 - 告知不要の簡単なお手続き！

保 險 期 間：2020 年 4 月 1 日午前 0 時から 1 年間
※中途加入も随時受け付けています。（保険料は月割で計算されます。）詳細は(株) 藤田組へお問い合わせ下さい。
保険契約者：（公財）日本水泳連盟
加入対象者：（公財）日本水泳連盟／（一社）日本スイミングクラブ協会に加盟のクラブ

2020 年度の改定点・変更点

①スイミングクラブ保険の補償を充実

日本水泳連盟 総合補償制度からの 変更点	・プラン数の増加 ・受託者賠償責任保険にも漏水担保 ・施設外で行われる業務に対する対物賠償責任の支払限度額の廃止 ・レジャー・サービス施設費用保険で往復途中を担保
日本スイミングクラブ 協会 スイミングクラブ 総合補償制度からの 変更点	・対物賠償責任保険の支払限度額が5億円の補償充実プランを（Zプラン）を追加 ・受託者賠償責任保険の1名あたりの支払限度額の廃止 ・ベビーシッター・学童等の追加保険料の廃止（託児業務等を別法人で行う場合は事前にご相談下さい。） ・レジャー・サービス施設費用保険で被災者対応費用、災害広告費用の補償を追加 ・手術見舞金を入院見舞金に包含 ・通院日数の支払限度を180日に変更（限度額設定あり） ・保険料の値下げ

②オプション部分の充実

日本水泳連盟 総合補償制度からの 変更点	・総合補償制度にオプションを追加
日本スイミングクラブ 協会 スイミングクラブ 総合補償制度からの 変更点	【傷害保険】 ・保険料の値下げ 【サイバーリスク保険】(旧：個人情報取扱事業者保険) ・被保険者に貴社の使用人を追加 ・付帯サービスの充実

③その他

日本水泳連盟 総合補償制度からの 変更点	・申し込み方法：加入依頼書+銀行振り込み ・算出基礎数字：直近の会計年度末の会員数 ・お手続きの締切日の前倒し（3/19振込締切） ・事故時のご連絡先：取扱代理店（株）藤田組にご連絡
日本スイミングクラブ 協会 スイミングクラブ 総合補償制度からの 変更点	・始期時刻の変更：2020年4月1日午前0時～2021年3月31日午後12時 ・取扱保険会社の変更（東京海上日動火災保険株式会社）

1 スイミングクラブ保険

賠償責任保険（施設賠償責任保険・受託者賠償責任保険）
レジャー・サービス施設費用保険

特 色

- 1. 損害賠償に関する補償
- 2. クラブ会員・ビジターの傷害事故に対する見舞金
- 3. 施設の被災事故時の対応費用

年間保険料と保険金額

プラン名			A	B	C	D	E	F	G	Z	
賠償責任保険	施設賠償	対人	支払限度額：1名・1事故につき 5億円 *漏水による損害も補償								
		対物	支払限度額：1事故につき 500万円 *漏水による損害も補償							1事故につき 5億円	
	受託者賠償		支払限度額：1事故・保険期間中 50万円 *漏水による損害も補償 *貨紙幣、貴金属製品等については 1事故・保険期間中10万円								
レジャー・サービス施設費用保険	補償される費用		支払限度額(被災者1名あたり)								
	被災者傷害見舞費用・傷害見舞費用	死亡・後遺障害見舞費用*1	賠償責任保険のみを補償するプランです	70万円	120万円	220万円	250万円	340万円	480万円	340万円	
		入院期間		支払限度額(被災者1名あたり)							
		31日以上		90,000円	127,000円	202,000円	240,000円	277,000円	300,000円	277,000円	
		15～30日		72,000円	102,000円	162,000円	192,000円	222,000円	240,000円	222,000円	
		8～14日		36,000円	51,000円	81,000円	96,000円	111,000円	120,000円	111,000円	
		4～7日		18,000円	25,000円	40,000円	48,000円	55,000円	60,000円	55,000円	
		1～3日		9,000円	12,000円	20,000円	24,000円	27,000円	30,000円	27,000円	
		通院日数		支払限度額(被災者1名あたり)							
		31日以上		30,000円	42,000円	67,000円	80,000円	92,000円	100,000円	92,000円	
		15～30日		24,000円	34,000円	54,000円	64,000円	74,000円	80,000円	74,000円	
	8～14日	12,000円	17,000円	27,000円	32,000円	37,000円	40,000円	37,000円			
	4～7日	6,000円	8,000円	13,000円	16,000円	18,000円	20,000円	18,000円			
	1～3日	3,000円	4,000円	6,000円	8,000円	9,000円	10,000円	9,000円			
	被災者対応費用		支払限度額：1事故につき 50万円×被災者数								
	災害広告費用		支払限度額：1事故につき 1,000万円								
	年間保険料 (会員1名あたり)			130円	250円	300円	400円	450円	500円	700円	800円

*1 死亡見舞費用は事故の日から180日以内に死亡した場合。後遺障害見舞費用は事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合。
*2 事故の日から180日以内に入院した場合。また、入院期間中、新たに他の傷害を被ったとしても、重複しての入院見舞費用保険金のお支払はできません。
*3 事故の日から180日を経過した後の通院や入院期間中の通院は、「通院日数」に含めません。また、通院期間中、新たに他の傷害を被ったとしても、重複しての通院見舞費用保険金のお支払はできません。

【ご注意】
＜保険料算出の基礎数字（会員数）について＞
スイミングクラブ保険は、**直近の会計年度末の会員数**を保険料算出の基礎数字としています。
会員数を正しく告知いただかなかった場合、保険金がお支払いできないことがあります。

賠償事故（年間保険料と支払限度額はP5参照）

施設や仕事の遂行に起因して第三者の身体の障害または財物の損壊が発生した場合に、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

※詳細は、P14のあらましをご確認ください。

具体的な事故例

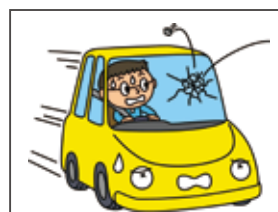
1 スイミングクラブの施設・設備等の構造上の欠陥や管理不備による事故



・指導員の監督上の不注意による死亡・傷害事故（対人）

・足拭きマットがすべり、踏ん張った際に股関節を痛めた。
・プールの水質管理を誤り、下痢や結膜炎になった（対人）

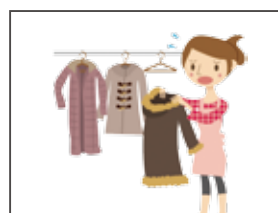
2 スイミングクラブの業務活動（競技会、クラブ行事など）等での不注意による事故



・競技会の待ち時間に石を投げて、他人の車をキズつけた。

・コーチが目を離している間に生徒が溺れて入院（対人）
・クラブの管理不足により生徒が他人と接触しケガをさせた。（対人）

3 スイミングクラブが預かった物の保管中の損傷・汚損・盗難



・受付で預かったコート汚してしまった。

・受付で預かったハンドバックが盗難にあった。
・子供からゲーム機を預かっていたところ、落下させ破損。
・受付で預かった時計を落として破損させてしまった。

※ロッカールーム内および貴重品ロッカーにおける盗難は対象とならない可能性もございます。

4 会員・ビジター個人間の賠償事故



・プールサイドで誤って会員同士がぶつかり、ケガを負わせた。（対人）

・施設内で生徒同士がふざけて被害者のゴーグルを引っ張って放した結果、ゴーグルが目にあたり外傷性白内障になった。
・遊泳中、会員の手が隣の人の顔にあたり、ゴーグルを破損させた。（対物）

※会員・ビジター間の賠償事故は、日常生活に起因する賠償責任を補償するものではなく、スイミングクラブの業務や管理上の不備等に起因する賠償事故を補償するものです。

※実際のお支払いは、事故ごとの状況により異なります。

傷害事故（支払限度額と保険料はP5参照）

スイミングクラブ（被保険者）の法律上の責任の有無を問わず、スイミングクラブ管理下において一定の事故が発生したために、スイミングクラブが事故への対応のために要する費用（会員やビジターへの見舞費用等）を負担したことによる損害を補償します。

※スイミングクラブへの往復途上のケガも補償されます。

※詳細は、P15のあらましをご確認ください。

具体的な事故例

1 スイミングクラブ管理下中の傷害事故



・水泳中、ターンをしようとした際、誤って顔を壁にぶつけて顎骨骨折し、入院・通院した。

・ロッカー入り口でつまづき転倒。左肩骨折し、入院。
・ジムでトレーニング中に転倒、アキレス腱部分切断により通院。
・自宅前で送迎バスより下車した際、対向車にはねられ死亡。

2 スイミングクラブの施設被災に伴う傷害事故

火災、落雷、破裂または爆発、風・雪・水災、施設外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊などでスイミングクラブが被災したことに伴い、会員やビジターがケガをした。

【ご注意】

<賠償事故について>

- 単なる道義上の見地からお支払いする「お見舞金」は、本保険の対象外です。
- 会員個人の故意による事故は補償対象外です。
- スポーツそのものが危険を伴う部分があるため、たとえルールを守ってスポーツを行っていても必然的に起こってしまう事故もあります。このような事故は、スイミングクラブ側に法律上の賠償責任はないものと考えられ、賠償責任保険の補償対象外となります。
- エステ・美顔・痩身・脱毛等の美容業務、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことを法律により禁じられている行為、医療行為に起因する損害等は、本保険の対象外です。

<傷害事故について>

- 往復途上とは、スイミングクラブ所定の集合・解散場所と施設利用者の住居との通常の経路をいいます。
- 保険金請求者はスイミングクラブ、保険金受取人はスイミングクラブまたはスイミングクラブが指定する者となります。
- 宿泊をとまなう行事（サマーキャンプ、スキー教室等）中の事故は対象となりませんので、別途「国内旅行傷害保険」をご手配ください。（P8をご参照ください。）
- プール内での心臓まひや脳溢血等疾病は、本保険の対象外です。
- 被保険者が損害賠償として負担した被災者対応費用、被災者傷害見舞費用、傷害見舞費用に対して、保険金は支払われません。

2 国内旅行傷害保険

大会・合宿・レクリエーション等、国内旅行中の思いがけない不慮の傷害事故に備える保険です。
旅行の都度発生する、出発前の面倒なご契約や保険料支払手続きが不要になります。

特 色

1. 簡便な事務手続き

旅行出発前日までに、(株)藤田組まで旅行者の氏名・生年月日・旅行期間(保険期間)を報告
いただくだけです!

(次ページの「国内旅行傷害保険契約通知書」を(株)藤田組まで FAX 送信ください。)

2. 月1回の保険料支払い

前月に報告いただいた保険料をまとめてお振込みいただきます。

(株)藤田組より請求書をお送りしますので、翌月20日までに所定の口座にお振込みいただきます。)

保険料と保険金額

※保険期間はお出発の当日を含めて数えます。たとえば「10月1日より10月7日までの旅行」の保険期間は「6泊7日まで」となります。

ご加入タイプ		A1	B1	C1	D1	E1	A2	B2	C2	D2	E2
死亡・ 後遺障害保険金		250万円	300万円	400万円	500万円	1,000万円	250万円	300万円	400万円	500万円	1,000万円
入院保険金(1日につき)		2,500円	3,000円	4,000円	5,000円	8,000円	2,500円	3,000円	4,000円	5,000円	8,000円
通院保険金(1日につき)		1,500円	2,000円	2,500円	3,000円	4,000円	1,500円	2,000円	2,500円	3,000円	4,000円
天災危険担保特約		×	×	×	×	×	○	○	○	○	○
保険期間 (1名につき) 保険料	1泊2日まで (日帰りを含みます)	153円	196円	251円	307円	474円	235円	296円	383円	471円	770円
	3泊4日まで	185円	236円	303円	370円	574円	267円	336円	435円	534円	870円
	6泊7日まで	217円	277円	355円	434円	676円	299円	377円	487円	598円	972円

※手術を受けた場合、手術保険金(入院中の手術は入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍)を
お支払いします。

具体的な事故例

- ・バスの転落事故で
死傷した。



- ・旅行先で細菌性食
中毒で入院した。



【ご注意】

○この保険をご活用されるクラブは、事前にご登録が必要です。

ご希望のコース(加入タイプ)を事前にご選択いただきます。詳しくは(株)藤田組までお問い合わせください。

○旅行出発後の FAX は無効となりますのでご注意ください。

(株) 藤田組行 (FAX : 03-3276-7550)

国内旅行傷害保険契約通知書

国内旅行傷害保険の「包括契約に関する特約」の規定(証券添付明細書に記載の内容を含みます。)に従い下記の通り通知いたします。
通知者および被保険者は、募集文書または掲載の個人情報の取扱いに同意します。

・通知日： 年 月 日
・クラブ名(加入者名)： (法人名：)
・連絡先： TEL () FAX ()
・担当名：
・行き先：
・保険期間： 年 月 日から 年 月 日まで 日間

*保険料はご記入いただかなくても結構です。

符号	被保険者名	性別	生年月日	* 保険料
1		男・女	年 月 日	円
2		男・女	年 月 日	円
3		男・女	年 月 日	円
4		男・女	年 月 日	円
5		男・女	年 月 日	円
6		男・女	年 月 日	円
7		男・女	年 月 日	円
8		男・女	年 月 日	円
9		男・女	年 月 日	円
10		男・女	年 月 日	円
11		男・女	年 月 日	円
12		男・女	年 月 日	円
13		男・女	年 月 日	円
14		男・女	年 月 日	円
15		男・女	年 月 日	円
16		男・女	年 月 日	円
17		男・女	年 月 日	円
18		男・女	年 月 日	円
19		男・女	年 月 日	円
20		男・女	年 月 日	円
21		男・女	年 月 日	円
22		男・女	年 月 日	円
23		男・女	年 月 日	円
24		男・女	年 月 日	円
25		男・女	年 月 日	円
☆ 合 計 人 数			人	合 計 保 険 料
				円

本帳票は加入者連記式帳票です。個人情報が入る目印の目印に注意して記入してください。
取扱いにはご注意ください。ご加入者・被保険者の了解を得たうえで使用してください。

代理店
資料欄

契 約
タイプ

3 傷害保険（総合生活保険（傷害補償））

コーチ・従業員の就業中・通勤途上の急激かつ偶然な外来の傷害事故に備える保険です。

特 色

1. 就業中の事故に対する補償制度

従業員の方々の業務災害や通勤災害に対する補償制度として活用いただけます。
保険金は、政府労災等の他の補償と関係なくお支払いします。

2. 従業員の入れ替わり手続き不要

従業員の方が退職や入社で入れ替わった場合も、従業員名簿の備え付けがあれば入れ替えのための通知は必要ありません。また、アルバイト・パートを含めることができます。

3. 通院 1 日から保険金をお支払い

死亡の場合や後遺障害が残った場合はもちろん、入院した場合や通院した場合にも保険金をお支払い。
※保険金請求額が 10 万円以下の場合、原則診断書は不要です。

年間保険料と保険金額

就業中のみの危険補償特約 準記名式（全員付保）契約

A2 プランは地震・噴火またはこれらによる津波に起因するおケガについて補償する「天災危険補償特約」をセットします。

	A1	A2
死亡・後遺障害保険金	200万円	200万円
入院保険金(1日につき)	1,500円	1,500円
通院保険金(1日につき)	1,000円	1,000円
天災危険補償特約	×	○
年間保険料(1名につき)	2,230円	2,930円

※手術を受けた場合、手術保険金（入院中の手術：入院保険金日額の 10 倍、外来の手術：入院保険金日額の 5 倍）をお支払いします。（傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。）

※年間保険料は、1 口あたり 2,230 円または 2,930 円×口数×人数となります。

※正規従業員は全員加入いただきます。（パート・アルバイトを含めることができます。）

具体的な事故例



・プールの階段から落下し骨折、通院した。

- ・通勤中に自動車と接触し、入院した。
- ・プール内で走ってきた子供との接触を避けようとして転び、通院した。
- ・プール清掃中に滑って転び、入院した。

4 労働災害総合保険

コーチ・従業員の就業中、通勤途上における業務上災害への備えとなる保険です。政府労災保険の加入者が対象であり、政府労災保険で給付対象となる場合にかぎり保険金をお支払いします。

特 色

1. 政府労災保険の上乗せ補償制度（従業員の福利厚生のために）

コーチ・従業員の方の福利厚生に役立ち、労使間の安定や優秀な人材の採用・定着率向上に寄与します。

2. 安定した経営のために

この保険では、コーチ・従業員が被った労働災害につき、貴社がその従業員またはその遺族に対して政府労災の上乗せとして支給する補償金を保険金としてクラブにお支払いします。

3. 従業員の入れ替わり手続き不要

無記名でご契約ができ、従業員の入れ替わりの都度の通知は不要です。

年間保険料と保険金額

A2・B2・C2プランは地震・噴火またはこれらによる津波に起因するおケガについて補償する「地震危険担保特約」をセットします。

ご加入タイプ		A1	B1	C1	A2	B2	C2
保 険 金 額	死 亡	500万円	1,000万円	1,500万円	500万円	1,000万円	1,500万円
	後遺障害 1級	500万円	1,000万円	1,500万円	500万円	1,000万円	1,500万円
	後遺障害 2級	500万円	1,000万円	1,500万円	500万円	1,000万円	1,500万円
	後遺障害 3級	500万円	1,000万円	1,500万円	500万円	1,000万円	1,500万円
	後遺障害 4級	400万円	800万円	1,200万円	400万円	800万円	1,200万円
	後遺障害 5級	350万円	700万円	1,050万円	350万円	700万円	1,050万円
	後遺障害 6級	300万円	600万円	900万円	300万円	600万円	900万円
	後遺障害 7級	250万円	500万円	750万円	250万円	500万円	750万円
	後遺障害 8級	200万円	400万円	600万円	200万円	400万円	600万円
	後遺障害 9級	150万円	300万円	450万円	150万円	300万円	450万円
	後遺障害10級	100万円	200万円	300万円	100万円	200万円	300万円
	後遺障害11級	50万円	100万円	150万円	50万円	100万円	150万円
	後遺障害12級	30万円	60万円	90万円	30万円	60万円	90万円
	後遺障害13級	20万円	40万円	60万円	20万円	40万円	60万円
	後遺障害14級	10万円	20万円	30万円	10万円	20万円	30万円
	休 業※	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
地震危険担保特約*1		×	×	×	○	○	○
年間保険料(従業員1名につき)		2,100円	3,030円	3,980円	2,440円	3,540円	4,640円

*1 地震危険担保特約の支払限度額（保険期間中）は、1被保険者（1クラブ）あたり 5,000 万円となります。

※業務上災害と通勤災害の保険金額は同額となります。

※労災事故により休業し、賃金を受けない日の第 4 日目以降がお支払いの対象となります。

〈例〉コーチ、従業員数20名で、C1タイプにご加入された場合

年間保険料 = 3,980円 × 20名 = 79,600円

この保険は、政府労災保険の上乗せ保険ですので、政府労災の申請人数で、ご加入ください。

なお、正規従業員以外の派遣コーチ、アルバイトを含むか、含まないかについて加入依頼書に○をつけてください。

含む場合……政府労災「労働保険概算・確定保険料申告書」上の「常時使用労働者数」でご加入ください。

含まない場合……政府労災「確定保険料・一般拠出算定基礎賃金集計表」の「〔各月の合計欄人数を合算した人数〕－〔各月の臨時労働者欄人数を合算した人数〕÷12の人数（小数点以下四捨五入）」でご加入ください。

保険金請求時には、政府労災保険加入事業主控並びに、政府労災保険への保険給付請求書類一式のコピーなどをご提出いただきます。

5 サイバーリスク保険

個人情報または法人情報が漏えいしたこと、またはそのおそれが生じたこと等によりスイミングクラブが負担する損害を補償します。

特 色

1. 第三者への損害賠償に関する補償

法律上の損害賠償金 弁護士費用等の争訟費用 など

2. サイバーセキュリティ事故対応費用

情報漏えい見舞費用 謝罪会見費用 被害者へのお詫び状の作成、送付費用 コンサルティング費用 など

3. ホームページ運営・コンピューターウィルスに起因する損害の補償

ホームページの運営・管理において第三者の人格権または著作権を侵害した場合の損害賠償費用 発信した電子メールなどで第三者をコンピューターウィルス感染させた場合の損害賠償費用

4. サイバーリスク総合支援サービス（自動付帯サービス）

「事前のあんしん」と「事後のあんしん」をトータルでご提供するため、各種ご支援サービスをご用意しています。

緊急時ホットラインサービス

セキュリティコンサルティング

広報支援・コールセンター設置

弁護士相談

補償の対象となる方（被保険者）

①貴社（記名被保険者） ②貴社の役員 ③貴社の使用人
※2020年より、新たに使用人も被保険者の範囲に追加。

年間保険料と保険金額

A2・B2 プランは被保険者が行った不正アクセス等に起因する被害を補償します。

加入タイプ	A1	B1	A2	B2
保険金の種類・支払限度額	第三者への損害賠償費用（損害賠償金・その他の費用） 1請求/保険期間中5,000万円 （損害賠償金の自己負担額は20万円）	第三者への損害賠償費用（損害賠償金・その他の費用） 1請求/保険期間中1億円 （損害賠償金の自己負担額は20万円）	第三者への損害賠償費用（損害賠償金・その他の費用） 1請求/保険期間中5,000万円 （損害賠償金の自己負担額は20万円）	第三者への損害賠償費用（損害賠償金・その他の費用） 1請求/保険期間中1億円 （損害賠償金の自己負担額は20万円）
売上高	サイバーセキュリティ事故対応費用 1事故または1請求/保険期間中500万円	サイバーセキュリティ事故対応費用 1事故または1請求/保険期間中1,000万円	サイバーセキュリティ事故対応費用 1事故または1請求/保険期間中500万円	サイバーセキュリティ事故対応費用 1事故または1請求/保険期間中1,000万円
内部不正アクセス	×	×	○	○
年間保険料	5,000万円以下	6,900円	8,500円	13,800円
	1億円以下	13,800円	17,000円	27,600円
	1.5億円以下	20,700円	25,500円	39,300円
	2億円以下	27,600円	34,000円	52,400円
	2.5億円以下	31,400円	38,680円	56,420円
	3億円以下	35,190円	43,350円	63,240円
	4億円以下	42,780円	52,700円	72,540円
	5億円以下	50,370円	62,050円	80,300円

※1 情報漏えい見舞費用は、被害者1名につき1,000円を限度として保険金をお支払いします。

※2 法人見舞費用は、被害法人1社につき5万円を限度として保険金をお支払いします。

※3 サイバーセキュリティ事故対応費用のうち、不正アクセス等対応費用、原因・被害範囲調査費用、相談費用については縮小支払割合90%が適用されます。

※4 売上高5億円超の場合は取扱代理店（株）藤田組にお問い合わせください。

※5 情報漏えいまたはそのおそれについて事故歴がある場合はご加入いただけません。個別に取扱代理店（株）藤田組にお問い合わせください。

具体的な事故例

・顧客情報が入ったパソコンを紛失してしまった



・個人情報の記載されたデータを誤って別の取引先に送信してしまった



緊急時ホットラインサービス

お客様に発生した様々なサイバーリスクに関するトラブルを、専用窓口（フリーダイヤル）に直接ご相談いただけるサービスです。

■本サービスの特長

365日対応（年中無休）

365日年中無休でサービスをご利用いただけます（受付時間は9:00-18:00）。

初期支援から専門支援まで幅広く対応

日常の些細なセキュリティトラブルから、重大トラブルまで幅広いご相談に対応が可能です。

■サイバークイックアシスタンスの提供

ウィルス感染やネット接続不具合など、日常の事業活動におけるトラブルに対して初期の支援をご提供します。



■主なサービス内容

初期アドバイス、ウィルス駆除やセキュリティ診断、駆付けサポート（※）

※駆付けサポートは、ご提供条件に合致する場合に限りです。

■サイバーエキスパートアシスタンスの提供

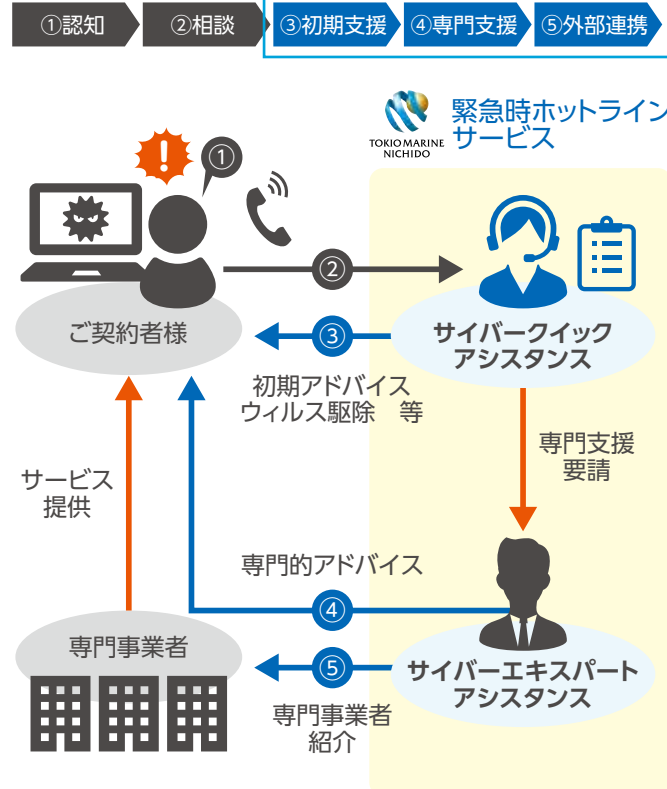
不正アクセスや情報漏えいなど、高度な専門性を要する重大トラブルに対して専門的な支援をご提供します。



■主なサービス内容

専門的アドバイス、専門事業者（フォレンジック事業者、弁護士、コールセンター事業者等）の紹介

具体的なサービスフロー



その他サポートサービス

サイバーリスク保険では、「事前のあんしん」と「事後のあんしん」トータルでご提供いたします。

▼ 事前（平時）

平常時には、**事故発生リスク低減**のためのサイバーリスクに関わる情報・ツールおよび簡易リスク診断サービス等を提供。



情報提供



ツール提供



ベンチマークレポートサービス

東京海上日動
によるご提供

専門事業者
によるご提供
（※ご紹介サービス）



セキュリティコンサルティング



ログ診断



脆弱性診断

等

▼ 事後（有事）

事故発生時には、**迅速な事態収拾**のための支援サービスおよび費用等の補償を提供。



緊急時ホットラインサービス



調査・応急対応



広報支援・コールセンター設置



弁護士相談

等

※サービスの詳細につきましては保険会社にお問い合わせください。

①スイミングクラブ保険（施設賠償責任保険、受託者賠償責任保険）のあらまし

保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金・保険金のお支払い方法	保険金をお支払いできない主な場合
共通 【お支払い対象となる保険金の種類】 ①法律上の損害賠償金 法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。 ②争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。） ③損害防止軽減費用 事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用 ④緊急措置費用 事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用 ⑤協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用 保険金のお支払い方法は次のとおりです。 ・上記①の法律上の損害賠償金については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 ・上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払いの対象となります（支払限度額は適用されません。）。ただし、上記②の争訟費用については、「①法律上の損害賠償金>支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。 【被保険者の範囲】 （１）施設特別約款第１条（保険金を支払う場合）（２）の被保険者には、記名被保険者の会員その他の施設の利用者を含みます。 （２）施設特別約款第１条（３）の規定にかかわらず、この保険契約の施設特別約款に関する規定は、被保険者ごとに個別に適用し、被保険者相互間において、他の被保険者は、それぞれ互いに賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第１条（保険金を支払う場合）の「他人」とみなします。 施設賠償責任保険 【保険金をお支払いする場合】 施設*¹や仕事*²の遂行に起因して、保険期間中に日本国内で発生した事故*³について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 * 1 「施設」とは、保険証券記載の記名被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）が所有、使用または管理する加入依頼書記載の水泳施設およびスポーツ施設ならびにそれらの付属施設をいいます。 * 2 「仕事」とは、下記ア～ウをいいます。 ア. 記名被保険者がスイミングクラブにおいて行う水泳指導その他施設の用法に伴う仕事 イ. 記名被保険者が主催または共催する水泳大会・記録会・練習会・水泳行事であって施設外で行われるもの（宿泊を伴うものおよび海、河川または湖等で行われるものを除きます。）において記名被保険者が行う水泳指導その他の仕事 ウ. 記名被保険者の会員その他の施設の利用者（利用者が未成年の場合には、その親権者その他の法定の監督義務者を含みます。以下同様とします。）による施設の利用 * 3 「事故」とは、対人・対物事故をいい、他人の身体または生命を害したことを【対人事故】、他人の財物を損壊（滅失、破損または汚損）したことを【対物事故】といいます。	共通 この保険では次の事由により生じた損害等については保険金をお支払いできません。保険金をお支払いできない場合の詳細については約款の「保険金を支払わない場合」等の項目をご参照ください。 ①保険契約者、被保険者の故意 ②戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議 ③地震、噴火、洪水、津波または高潮 ④他人との特別の約定によって加重された賠償責任 ⑤被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ⑥建物外部から内部への雨・雪等の浸入または吹込み ⑦核燃料物質・核原料物質・放射性元素・放射性同位元素等による有害な特性またはその作用（放射能汚染、放射線障害を含みます。）（ただし、医学・産業用の放射性同位元素の使用・貯蔵・運搬による損害であり、法令違反がなかった場合は、お支払いの対象となります。） ⑧排水または排気（煙を含みます。） ⑨医療行為等法令により特定の有資格者以外行うことが禁じられている行為 ⑩被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害（死亡を含みます。）に起因する賠償責任 施設賠償責任保険 ①施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事 ②自動車、原動機付自転車、航空機の所有、使用または管理 ③施設外にある船・車両（自転車等人力によるものを除きます。）または動物の所有、使用または管理 ④販売した商品、飲食物等を原因とする食中毒その他の事故 ⑤仕事の終了または引渡し後、その仕事の結果に起因して発生した事故 ⑥石綿（アスベスト）、石綿の代替物質（それらを含む製品を含みます。）の発がん性その他の有害な特性 ⑦汚染物質の排出・流出・いつ出・漏出・放出（ただし、突発的な事故を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、引受保険会社に通知されたものは、お支払いの対象となります。）または廃棄物の不法投棄・不適正な処理 ⑧次の賠償責任 a. 記名被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊につき、正当な権利（所有権等）を有する者に対して負担する賠償責任 b. 記名被保険者以外の被保険者が所有・使用・管理する財物（aに規定する財物を除きます。）の損壊につき、正当な権利（所有権等）を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任

受託者賠償責任保険	受託者賠償責任保険
【保険金をお支払いする場合】 受託物を保管施設内で管理している間またはご契約時に定めた受託目的に従い保管施設外で管理している間に発生した事故*⁴により、被保険者が受託物の正当な権利を有する者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。事故が保険期間中に日本国内において発生した場合に限り対象となります。 * 4 「事故」とは、受託物に生じた損壊（滅失、破損または汚損）・紛失・盗取・詐取をいいます。 【受託物】 記名被保険者が管理し、記名被保険者以外の者が所有する財物であって保険証券に記載されたものをいい、次の物を含みません。 ア. 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手（料額印面が印刷されたはがきを含みます。）、証書、帳簿 イ. 宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章 ウ. 稿本、設計書、雛型 エ. 動物、植物 オ. 土地およびその定着物 カ. その他アからオまでの財物に類する物	①保険契約者、被保険者が行い、または加担した受託物の盗取・詐取 ②保険契約者、被保険者が受託物を私的な目的で使用する間に生じた事故 ③自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊 ④自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象 ⑤ねずみ食い、虫食いその他類似の現象 ⑥受託物が寄託者に引き渡された後に発見された事故 ⑦受託物の使用不能（収益減少を含みます。） ⑧受託物の修理、点検、加工に関する技術の拙劣・仕上がり不良 ⑨受託物の修理、加工その他の作業のために使用する機械・装置の作動不良・停止 ⑩修理、加工その他の作業のために使用する受託物の損壊（ただし、火災または爆発によるものを除きます。） ⑪受託物が運送されている間に生じた事故 等

①スイミングクラブ保険（レジャー・サービス施設費用保険）のあらまし

保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金・保険金のお支払い方法	保険金をお支払いできない主な場合
【商品の仕組み】 レジャー・サービス施設費用保険は、保険期間中にレジャー・サービス施設において火災、爆発、風水雪災や食中毒などの事故が発生したために、施設の所有・使用者（被保険者）が事故への対応のために各種費用を支出することによって被る損害を補償する保険です。 【保険金をお支払いする場合】 次の①～⑥の事故が発生したために、レジャー・サービス施設（お申込時に対象施設を定めていただきます。）の所有・管理者（被保険者）が事故への対応のために負担した費用(被災者対応費用、被災者傷害見舞費用、災害広告費用)に対して保険金をお支払いします。また、⑦の事故について被保険者が負担した傷害見舞費用に対しても保険金をお支払いします。 保険金をお支払いするのは、保険期間中に次の事故が発生した場合に限ります。 ①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④風水雪災、ひょう災 ⑤対象施設外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊 ⑥食中毒（対象施設内で製造、販売、または提供した飲食物に起因するものであって、かつ所轄保健所に届出を行ったものに限られます。） ⑦対象施設内において発生した急激かつ偶然な外来の事故（上記①～⑥の事故を除きます。全件付帯される傷害見舞費用追加担保特約条項により、補償対象となります。） ※上記①～⑤の事故については、対象施設内の建物、工作物等が事故により損害を受けた場合に限ります。 上記⑦の事故については、その事故により身体に傷害（⑦の事故における傷害には、細菌性・ウイルス性食中毒は含まれません。）を被った施設利用者に対し被保険者が負担した傷害見舞費用に限り保険金お支払いの対象となります。	この保険では、次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ＜各費用共通＞ ①ご契約者・被保険者またはこれらの法定代理人の故意または重大な過失 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ③戦争、外国の武力行使、内乱、その他これらに類似の事変または暴動 ④核燃料物質の有害な特性等 等 ＜被災者対応費用および被災者傷害見舞費用＞ ⑤被災者の故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ⑥被災者の無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用した状態での運転中に生じた事故 ⑦被災者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑧被災者の妊娠、出産、早産または流産 ⑨被災者に対する外科的手術その他の医療処置（外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、保険金が支払われる傷害の治療によるものである場合を除きます。） ⑩むちうち症、腰痛等で医学的他覚症状のないもの 等 ※ここでは主な場合のみを記載しています。詳細は、「保険約款」でご確認ください。

保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金・保険金のお支払い方法
【お支払の対象となる損害】 被災者対応費用 対象施設の利用者が事故によって身体に傷害を被り死亡した場合または医師による治療を受けた場合に、被保険者が被災者に対して負担する次の費用 ①親族現地訪問費用（被災者1名につき2名分を限度とします。） 被災者の法定相続人・その代理人が現地（事故発生地・被災者収容地）に赴いたときの交通費、ホテル等客室料（1名につき14日分を限度とします。）、渡航手続費 ②役員・使用人派遣費用 被保険者が役員・使用人等を現地等へ派遣したときの交通費、ホテル等客室料、渡航手続費 ③通信費用 被保険者が必要とした現地との電話連絡等の通信費用 ④応対関係費用 被保険者が被災者の法定相続人・その代理人と対応したときの応対施設（ホテル・事務所等）の借上げ費用等 ⑤搜索救助費用 被災者を搜索、救助または移送する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用 ⑥移送費用 死亡した被災者の遺体輸送費用、治療中の被災者の移転費用 ⑦葬儀費用 被保険者が死亡した被災者の葬儀（合同葬儀等）を営むための費用 被災者傷害見舞費用・傷害見舞費用 対象施設の利用者が事故によって身体に傷害を被り死亡した場合または医師による治療を受けた場合に、被保険者が被災者またはその法定相続人に対して慣習として支払う次の費用 ①死亡見舞費用 被災者が傷害の直接の結果として事故の日から180日以内に死亡した場合の見舞費用 ②後遺障害見舞費用 被災者に傷害の直接の結果として事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合の見舞費用 ③入院見舞費用 被災者が傷害の直接の結果として事故の日から180日以内に入院（自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。）した場合の見舞費用 ④通院見舞費用 被災者が傷害の直接の結果として事故の日から180日以内に通院（病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。）した場合の見舞費用 災害広告費用 新聞等へのおわび広告掲載費用または休業・営業再開予定を公告するために要する費用 【保険金のお支払い方法】 1. 保険金は、被災者対応費用、被災者傷害見舞費用・傷害見舞費用および災害広告費用いずれに対しても、被保険者が負担することが必要かつやむを得ないものとして正当と認められる額をそれぞれの支払限度額を限度にお支払いします。 2. いずれの費用も、事故発生日から1年以内に被保険者が負担されたものに限りします。 3. 被災者対応費用および被災者傷害見舞費用・傷害見舞費用は、被保険者が損害賠償金として負担されたものを除きます。 4. 災害広告費用は、あらかじめ引受保険会社の同意を得て支出されたものに限りします。なお、施設の利用者に傷害が生じなかった場合でもお支払いの対象となります。

利用者… 施設の利用を目的として、施設に入場している方をいい、次の方を除きます。

- ①被保険者（被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。）およびその方と同居する親族
- ②施設の業務に従事中的の方
- ③施設（施設が建物の一部であるときは、その建物の他の部分を含みます。）の保守、保安、点検、警備、消防、清掃その他これらに類似の業務または新築、改築、増築、改造、修理、取り壊しその他の工事に従事中的の方

被災者… 利用者のうち、事故によって身体に傷害を被った方をいいます。「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。

ご 注 意

●【もし事故が起きたときは】
ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

●【ご加入者と被保険者が異なる場合】
ご加入者と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

●【示談交渉サービスは行いません】
この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様（被保険者）ご自身が、引受保険会社担当部署からの助言に基づき被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、ご承知置ください。また、引受保険会社の承認を得ずにお客様（被保険者）側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

●【保険金請求の際のご注意】
責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。
「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第22条第2項）。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。
①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

●【ご契約の際のご注意】
●告知義務
申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）です。ご契約時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
※引受保険会社の代理店には、告知受領権があります。

●補償の重複に関するご注意
補償内容が同様の保険契約（特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

●通知義務
ご契約後に申込書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

●他の保険契約等がある場合
この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害の額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

●保険料についての注意点
保険料は、保険証券に記載の払込期日までに払い込みください。払込期日までに保険料の入金がない場合は、保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがあります。保険証券に払込期日の記載がない場合は、保険料は、ご契約と同時に払い込みください。保険証券に払込期日の記載がない場合において、ご契約と同時に保険料の入金がないときは、引受保険会社が保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いできません。また、保険期間の初日の属する月の翌月末までに保険料の入金がない場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。

●解約と解約返れい金
ご契約の解約（ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を将来に向かって失わせること）については、ご契約の代理店または引受保険会社までご連絡ください。返還される保険料があっても、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となります。ご契約内容や解約の条件によっては、保険料を返還しないことまたは未払い保険料を請求させていただくことがあります。

●保険証券
ご契約後、1か月経過しても保険証券が届かない場合は、引受保険会社にお問い合わせください。

●代理店の業務
代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

●保険会社破綻時の取扱い
引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人^(※)）またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80％（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100％）まで補償されます。
（※）保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
（＊）外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限りします。

【共同保険について】
複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

②国内旅行傷害保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み**：この商品は傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約等をセットした包括契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として保険契約者である（公財）日本水泳連盟が有します。
- 保険期間**：2020年4月1日午前0時から2021年3月31日午後12時までのうち、国内旅行のため住居を出発してから住居に帰着するまでの国内旅行行程中が補償期間となります。
- ※なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。
- 加入対象者**：公益財団法人日本水泳連盟、一般社団法人日本スイミングクラブ協会加盟のクラブ
- 被保険者（保険の対象となる方）**：公益財団法人日本水泳連盟、一般社団法人日本スイミングクラブ協会加盟クラブに所属する従業員・会員・ビジターなど
- ※加入した方がのみが保険の対象となる方となります。
- お支払方法**：包括契約につき、当月内に報告いただいた保険料をまとめて翌月20日までに請求書にもとづきお振込みいただきます。
- お手続方法**：旅行出発前日までに、旅行者の氏名・生年月日・旅行期間を別紙通知書で通知してください。
- 満期返れい金・契約者配当金**：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
【死亡保険金】 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。） ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。 【後遺障害保険金】 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶（後遺障害の程度に応じて）死亡・後遺障害保険金額に4%～100%の割合を乗じた額をお支払いします。 ※保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 【入院保険金】 医師の治療を必要とし、入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては入院保険金を支払いません。 【手術保険金】 治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*4または先進医療*5に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の発生の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りします。*4*6 【通院保険金】 医師等の治療を必要とし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては通院保険金を支払いません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギプス等*7を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。	・ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によるケガ ・保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の自殺行為・犯罪行為・闘争行為によるケガ ・無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用時の運転中に生じたケガ ・脳疾患・疾病・心神喪失を原因とするケガ ・妊娠・出産・早産・流産を原因とするケガ ・地震・噴火またはこれらによる津波によるケガ*1 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によるケガ*2 ・核燃料物質の有害な特性等によるケガ ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ*3 ・むちうち症や腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの 等 *1 天災危険担保特約セットタイプは、お支払いの対象となります。 *2 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガはお支払いの対象となります。 *3 特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金お支払いの対象となります（インターネットでお手続きの場合は代理店または弊社までご連絡ください。）。

*4 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*5 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りします。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。

*6 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術*4を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。

*7 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレースおよび三内式シーネをいいます。 ※ケガを被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガの程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

※ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

③傷害保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み**：この商品は総合生活保険普通保険約款に就業中のみ危険補償特約等各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者**：公益財団法人日本水泳連盟、一般社団法人日本スイミングクラブ協会加盟のクラブ
- 保険期間**：2020年4月1日午前0時から2021年4月1日午後4時まで1年間となります。
- 申込締切日**：2020年3月12日
- 加入対象者**：公益財団法人日本水泳連盟、一般社団法人日本スイミングクラブ協会加盟のクラブ
- 被保険者**：公益財団法人日本水泳連盟、一般社団法人日本スイミングクラブ協会加盟クラブの従業員・アルバイト・パート全員（名簿の備え付けが必要です。）
- お支払方法**：2020年3月19日までに指定口座へお振込みください。
- お手続方法**：添付の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、ご加入窓口の(株)藤田組までご送付ください。
- ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。
- 中途加入**：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月1日から2021年4月1日午後4時までとなります。
- 中途脱退**：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の(株)藤田組までご連絡ください。
- 満期返れい金・契約者配当金**：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
- 総合生活保険（傷害補償） 補償の概要等**

- ・職業または職務に従事している間（通勤途上を含みます。）の「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。
- *1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。
- ・保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
【死亡保険金】 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。 【後遺障害保険金】 事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 【入院保険金】 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。 【手術保険金】 治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りします。1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。 【通院保険金】 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギプス等*3を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ*4 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等

*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

*2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りします。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。

なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。

*3 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレースおよび三内式シーネをいいます。

*4 「天災危険補償特約（傷害用）」をご契約いただく場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガに対しても保険金をお支払いします。

④労働災害総合保険（法定外補償条項）のあらまし

保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
【法定外補償保険】 被保険者の被用者が業務上の事由により被った身体の障害について、被保険者が政府労災保険等に上乘せして給付する法定外補償金に対して、保険金（死亡補償保険金、後遺障害補償保険金、休業補償保険金）をお支払いします。 ※業務災害、後遺障害等級、休業日数等の認定については、政府労災保険等の決定に従います。 ※被保険者は、引受保険会社が支払った保険金の全額を被災した被用者またはその遺族に支払わなければなりません。	①保険契約者もしくは被保険者（保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの事業場の責任者の故意によって被用者が被った身体の障害 ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被用者が被った身体の障害＊１ ③被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害 ④風土病または職業性疾病による身体の障害 ⑤戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動によって被用者が被った身体の障害 ⑥核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性によって被用者が被った身体の障害 ⑦石綿（アスベスト）または石綿の代替物質（それらを含む製品を含みます。）の発がん性その他の有害な特性による被用者の身体の障害 ⑧被用者の故意または重大な過失のみによって、その被用者本人が被った身体の障害 ⑨被用者が法令に定められた運転資格を持たず、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転している間に、その被用者本人が被った身体の障害 ⑩被用者の故意による犯罪行為によって、その被用者本人が被った身体の障害 ⑪賃金を受けない最初の3日までの休業に対する法定外補償金 等 ＊１「地震危険担保特約条項」をセットしたA2、B2、C3タイプには適用されません。

⑤サイバーリスク保険のあらまし（契約概要のご説明）

情報通信技術特別約款（基本補償:賠償部分）

保険金をお支払いする主な場合

次の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限りです。

- ①ITユーザー行為に起因して発生したいずれかの事由（②を除きます）
- ア. 他人の事業の休止または阻害
 - イ. 磁氣的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損（有体物の損壊を伴わずに発生したものに限りです。）
 - ウ. 人格権侵害
 - エ. ネットワーク上で提供される電子データ、データベース、ソフトウェアまたはコンピュータプログラムによる著作権の侵害
 - オ. アからエまで以外の不測の事由による他人の損失の発生
- ②情報の漏えいまたはそのおそれ

※日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。
※IT業務不担保特約条項がセットされている前提となります。

支払限度額等

情報通信技術特別約款（基本補償：賠償部分）で弊社がお支払いする保険金のうち、法律上の損害賠償金については、ご契約時に設定した支払限度額（１請求・保険期間中ごとに設定）が限度となります。また、情報通信技術特別約款でお支払いするすべての保険金（法律上の損害賠償金および費用）の額を合算して、ご契約時に設定した支払限度額（保険期間中）が限度となります。なお、免責金額はご契約時に設定します（*）。

この保険契約においてお支払いする保険金の額は、情報通信技術特別約款、サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項、ネットワーク中断担保特約条項（オプション）およびその他の特約条項でお支払いするすべての保険金を合算して、上記の支払限度額（保険期間中）が限度となります。

（*）実際の支払限度額・免責金額の設定金額については、P12をご確認ください。

サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項（基本補償:費用部分）

保険金をお支払いする主な場合

事故対応期間内に生じたセキュリティ事故に対応するための不正アクセス等対応費用や風評被害事故（*１）の拡大を防止するための費用等を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故（*１）を保険期間中に発見した場合に限りです（*２）。

セキュリティ事故とは

次のものをいいます。ただし、④は、不正アクセス等対応費用についてのみセキュリティ事故に含まれるものとします。

- ①ITユーザー行為の遂行に起因して発生した次のいずれかの事由（②を除きます）
- ア. 他人の事業の休止または阻害
 - イ. 磁氣的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータプログラムの滅失または破損（有体物の損壊を伴わずに発生したものに限りです。）
 - ウ. 人格権侵害
 - エ. ネットワーク上で提供される電子データ、データベース、ソフトウェアまたはコンピュータプログラムによる著作権の侵害
 - オ. アからエまで以外の不測の事由による他人の損失の発生
- ②情報の漏えいまたはそのおそれ
- ③①または②を引き起こすおそれのある不正アクセス等
- ④③のおそれ
- ⑤クレジットカード番号またはクレジットカードの有効期限、暗証番号もしくはセキュリティコードがそのクレジットカードの所有者以外の者に知られたこと（*１）セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをいいます（セキュリティ事故が発生しているかどうかを問いません）。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。
- （*２）被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故（*１）を発見した場合には、保険契約者または被保険者は、すみやかにその詳細を引受保険会社に書面で通知しなければなりません。正当な理由がないにもかかわらず、保険契約者または被保険者が通知を怠った場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

お支払いの対象となる費用の種類と支払限度額等

保険金のお支払い対象となるのは、次の費用のうち、その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限りです。また、①から⑥までの費用については、事故対応期間内に生じたものに限りです。なお、免責金額は適用しません。

費用の種類	定義	縮小 支払割合	支払限度額	
			各費用固有の 支払限度額	費用全体の 支払限度額
①不正アクセス等 対応費用	次の費用をいいます。ただし、不正アクセス等のおそれに基づき対応したにもかかわらず結果として不正アクセス等が生じていなかった場合は、その不正アクセス等のおそれが外部通報によって発見されていたときに支出する費用に限りです。 ア. ネットワーク遮断費用 不正アクセス等またはそのおそれが発見されたことにより、ネットワークの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 イ. 不正アクセス等有無確認費用 不正アクセス等のおそれが発見されたことにより、不正アクセス等の有無を判断するために支出する費用。ただし、上記ただし書きに該当する場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限りです。	90% （*）	1事故または 1請求・ 保険期間中	1事故または 1請求・ 保険期間中
②原因・被害範囲 調査費用	セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。		A1、A2タイプ 500万円	A1、A2タイプ 5,000万円
③相談費用	セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。ただし、弊社の書面による同意を得て支出するものに限りです。 ア. 弁護士費用 弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除きます。） イ. コンサルティング費用 セキュリティ事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用 ウ. 風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用（アおよびイを除きます。）		B1、B2タイプ 1,000万円	B1、B2タイプ 1億円

費用の種類	定義	縮小 支払 割合	支払限度額	
			各費用固有の 支払限度額	費用全体の 支払限度額
④その他事故 対応費用	次のアからケの費用をいいます。ただし、①～③の費用を除きます。 また、オ、キおよびケ（エ）については、引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限ります。 ア. 人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫び状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用 エ. 社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用（説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。）。ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。	90%	—	1事故または 1請求・ 保険期間中 A1、A2タイプ 5,000万円 B1、B2タイプ 1億円
	オ. 情報漏えい見舞費用 公表等の措置により情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対して謝罪のために支出する次の費用 （ア）見舞金 （イ）金券（保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。）の購入費用 （ウ）見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りります。）	90%	被害者 1名につき 1,000円	
	カ. 法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対して謝罪のために支出する見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限りります。）。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限ります。	90%	被害法人 1社につき 5万円	
	キ. クレジット情報モニタリング費用 クレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用 ク. 損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関して損害賠償請求を行うための争訟費用 ケ. 公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用 （ア）弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除きます。） （イ）通信費 （ウ）記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 （エ）コンサルティング費用	90%	—	

（*）（Ａ）セキュリティ事故の発生またはそのおそれの事実が公表等の措置により客観的に明らかになった場合
（不正アクセス等対応費用については、かつ、結果として不正アクセス等が生じていた場合）
（Ｂ）セキュリティ事故のうち、（Ａ）以外および風評被害事故の場合

保険金をお支払いしない主な場合

お支払いの対象とならない主な場合

この保険では、次の事由に起因する損害等に対しては、保険金をお支払いできません。

【情報通信技術特別約款・サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項・共通】

・保険契約者または被保険者の故意
・戦争、変乱、暴動、労働争議
・地震、噴火、洪水、津波または高潮
・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
・保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由
・被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
・被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）
・他人の身体 の障害
・他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐欺。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐欺に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
・核燃料物質（使用済燃料を含みます。）またはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用
・被保険者の業務の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合
・所定の期日までに被保険者の業務が完了しないこと。ただし、次の原因によるものを除きます。
ア. 火災、破裂または爆発
イ. 急激かつ不測の事故によるネットワークの損壊または機能停止
・特許権または商標権等の知的財産権の侵害。ただし、ネットワーク上で提供される電子データ、データベース、ソフトウェアまたはコンピュータプログラムによって生じた著作権の侵害を除きます。
・記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
・被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置（被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。）のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。）
・被保険者相互間における損害賠償請求
・IT業務
等

【情報通信技術特別約款・サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項・ITユーザー行為に起因する事故（*1）固有】

・通常必要とされるシステムテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムのかし
・被保険者によって、または被保険者のために行われた広告宣伝、放送または出版

【情報通信技術特別約款・サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項・情報漏えいまたはそのおそれの事故固有】

・被保険者が他人に情報を提供または取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたるとしてなされた損害賠償請求
等

（*1）「情報漏えいまたはそのおそれ」を除きます。

その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い

●保険契約者である企業または団体は弊社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険（株）（以下「弊社」といいます。）および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
詳しくは、弊社ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）をご参照ください。
●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

●ご契約者以外の方を保険の対象となる方とするとご契約で、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合について、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合には、ご契約は無効になります。
●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご契約を解除することができます。
●その他、約款に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%^{*1}まで補償されます。
*1 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

4 先取特権

・責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権（費用保険に関するものを除きます）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の責任者に先立って事故の債権のじえん債を受ける権利をいいます。
・被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、次の①～③までの場合に限られますので、ご了承ください。
①被保険者が被害者に対してすでに損害賠償としての弁済を行っている場合
②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
③被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

5 その他契約締結に関するご注意事項

●弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。
●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
●申込書等を代理店または弊社に送付される場合は、指定された期限までに到着するよう手配してください。申込書等が指定された期限までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日お申込み手続きの経緯を確認させていただくことがあります。
●クレジットカード会社や金融機関等が契約者となり、その会員や預金者等を保険の対象となる方とする保険契約について、クレジットカードや預金口座の解約等を行った場合には、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

6 事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、30日以内に、傷害保険は直ちにご契約の代理店または弊社までご連絡ください。
●損害が盗難によって生じた場合には、ただちに警察署への届出等が必要となります。
●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
【施設賠償責任保険・受託者賠償責任保険】
①保険金の請求書
②保険金をお支払する場合に該当することを証明する書類（被保険者の登記簿謄本・戸籍謄本・印鑑証明・会社案内、請負契約書、業務委託契約書等）
③事故の店員・状況および被害の程度・金額を確認できる書類（公の機関が発行する事故証明書、被保険者の事故報告書、事故現場の写真・図面、被害物の写真・価額を確認できる書類・修理費用等の見積書、被害者の診断書、被害者の休業損害・逸失利益算定の基礎となる収入の額を示す書類等）
④被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書
⑤被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
⑥争訟費用等の費用の支出を証する領収証または精算所
⑦弊社がお支払いする保険金の額を算出するために必要な書類（他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等の書類等）
⑧被保険者が保険金の請求をするについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
⑨弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

【レジャー・サービス施設費用保険】

- ①保険金の請求書
- ②弊社の定める事故状況報告書
- ③公の機関（やむを得ない場合は、第三者）の事故証明書
- ④被災者対応費用、被災者傷害見舞費用および傷害見舞費用については、傷害を被った者が利用者であることを確認するのに必要な書類
- ⑤被保険者の印鑑証明書
- ⑥被災者対応費用および災害広告費用については、各費用の支出明細書およびその支出を証明する書類
- ⑦被災者傷害見舞費用および傷害見舞費用については、被災者またはその法定相続人の受領証等被災者傷害見舞費用または傷害見舞費用の支払を証明する書類
- ⑧被災者が死亡したときは、死亡診断書または死体検案書
- ⑨被災者が後遺障害を被ったときは、後遺障害の程度を証明する医師の診断書
- ⑩被災者が入院または通院したときは、傷害の程度を証明する医師の診断書および入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
- ⑪弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

【国内旅行傷害保険】

- ①交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
- ②住民票、戸籍謄本等の保険の対象となる方または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
- ③弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明するレントゲン・MRI等の書類または証拠、保険の対象となる方以外の医師の診断書・領収書および診療報酬明細書等
- ④領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠
- ⑤他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠

【総合生活保険（傷害補償）】

- ①印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
- ②弊社の定める傷害の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
- ③他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- ④弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

【労働災害総合保険】

- ①保険金の請求書
 - ②労災保険法等の給付請求書（写）
 - ③労災保険法等の支給決定通知書（写）
 - ④被用者の死亡に伴う保険金請求の場合は、死亡診断書または死体検案書
 - ⑤被用者の後遺障害に伴う保険金請求の場合は、障害の程度を証明する医師の診断書
 - ⑥被用者の休業に伴う保険金請求の場合は、被保険者の休業証明書（賃金不払を証するもの）
 - ⑦被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、その法定外補償規定（写）
 - ⑧賠償保険金および費用保険金の請求の場合は、損害賠償金額および費用を証明する書類
 - ⑨賠償保険金請求の場合は、被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書・調停調書・和解調書または示談書
 - ⑩賠償保険金請求の場合は、被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
 - ⑪賠償保険金請求の場合は、被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
 - ⑫弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- また、弊社が法定外補償保険金を支払った場合において、被保険者が法定外補償規定を定めていないときは、受領した保険金を被災した被用者またはその遺族に支払ったことを証明する書類（補償金受領書）のご提出が必要です。

【サイバーリスク保険】

- 保険の対象となる方に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方の代理人がいない場合は、保険の対象となる方の配偶者*²または3親等内のご親族*³（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
- *2 法律上の配偶者に限ります。
- *3 法律上の親族に限ります。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

傷害保険ご加入者様向け
サービスののご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関
をご案内します。



受付時間*¹

24時間365日



0120-708-110

*¹ 予約制専門医相談は、事前予約が必要です
(予約受付は、24時間365日)。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急
医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、
旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で
専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師と
メディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*²

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。
*² 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に
関するご相談に応じ、優待条件でご利用
いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間

いずれも土日祝日、
年末年始を除く



0120-428-834

・電話介護相談 : 9:00～17:00
・各種サービス優待紹介 : 9:00～17:00

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、
介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護
に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*¹」
をご利用いただくことも可能です。

*¹ お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、
受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の
仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご
提供します。

【ホームページアドレス】www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*²

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方
の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*² 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

・デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話で
のご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご
提供します。



受付時間

いずれも土日祝日、
年末年始を除く



0120-285-110

・法律相談 : 10:00～18:00
・税務相談 : 14:00～16:00
・社会保険に関する相談 : 10:00～18:00
・暮らしの情報提供 : 10:00～16:00

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関する
ご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

【ホームページアドレス】www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・
各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な
情報を電話でご提供します。

ご注意
ください

(各サービス共通)

- ご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りします。
- ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*¹・ご親族*²の方(以下サービス対象者といいます。.)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。.)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りします。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様の負担となります。
- *¹ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- *² 6親等以内の血族・3親等以内の姻族をいいます。

日本水泳連盟・日本スイミングクラブ協会 総合補償制度
事故報告書 兼 事故証明書

株式会社 藤田組 御中（Fax 03-3276-7550）東京海上日動火災保険株式会社 御中

事故発生後、（株）藤田組宛にFax連絡願います。なお、本用紙原本は、後日、（株）藤田組まで、ご郵送願います。

保険事故について、次のとおり通知いたします。

また、私は本件事故について、損害を受けた財物の所有者・被害者（以下「相手方」といいます。）の個人情報の取扱いについて当事者間で以下の事項に合意していることを通知いたします。

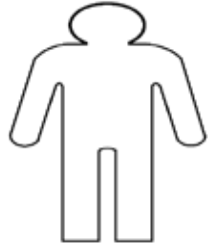
- 貴社が保険金の支払い、支払いの判断のために、相手方の個人情報を取得、利用すること。
- 貴社が上記１．の利用目的のために、本件事故に関する関係先等に提供を行い、または、これらの者から提供を受けることがあること。

契約者名(クラブ名)

契約者所在地

事故連絡者氏名

TEL - - FAX - -

事故発生日時			年 月 日 （午前・午後） 時 分頃		………代理店使用欄………			
事故発生場所			（ ）加盟クラブ施設内(駐車場等を含む)				SC連絡日	
			（ ）上記以外（具体的に記入ください： ）					
被害の 対象	身体 損害	受 傷 者	フリガナ 会員 ・ その他（どちらかに○をつけてください）					
			受傷者氏名： 年令（ ）才 （男性 ・ 女性 ）				請求書送付日	
			（受傷者が未成年の場合には親権者名も記入願います）					
			親権者氏名：					
			〒 - 住所				請求書提出日	
			連絡先 電話番号 - -					
	財物 損害	加 害 者	フリガナ 年令（ ）才 （男性 ・ 女性 ）				証券番号	
			被害物： 損害額（見込み）：					
			〒 - 住所				クラブ管理番号	
			連絡先 電話番号 - -					
事故発生状況							担当者	
							メモ	
傷病名								
事故発生状況 図			必要に応じ、事故現場の写真も数枚お撮り下さい。					
					受 傷 部 位			
								
上記事故は当クラブの管理下において発生したものであることを証明いたします。								
年 月 日			加盟クラブ名：					
			責任者：				㊟	

日本水泳連盟・日本スイミングクラブ協会 総合補償制度
事故報告書 兼 事故証明書

株式会社 藤田組 御中（Fax 03-3276-7550）東京海上日動火災保険株式会社 御中

事故発生後、（株）藤田組宛にFax連絡願います。なお、本用紙原本は、後日、（株）藤田組まで、ご郵送願います。

保険事故について、次のとおり通知いたします。

また、私は本件事故について、損害を受けた財物の所有者・被害者（以下「相手方」といいます。）の個人情報の取扱いについて当事者間で以下の事項に合意していることを通知いたします。

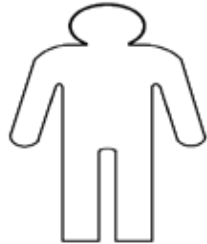
- 貴社が保険金の支払い、支払いの判断のために、相手方の個人情報を取得、利用すること。
- 貴社が上記１．の利用目的のために、本件事故に関する関係先等に提供を行い、または、これらの者から提供を受けることがあること。

契約者名(クラブ名) * * * クラブ

契約者所在地 * * 区 * * 町1-2-3-4

事故連絡者氏名 * * * *

TEL - - FAX - -

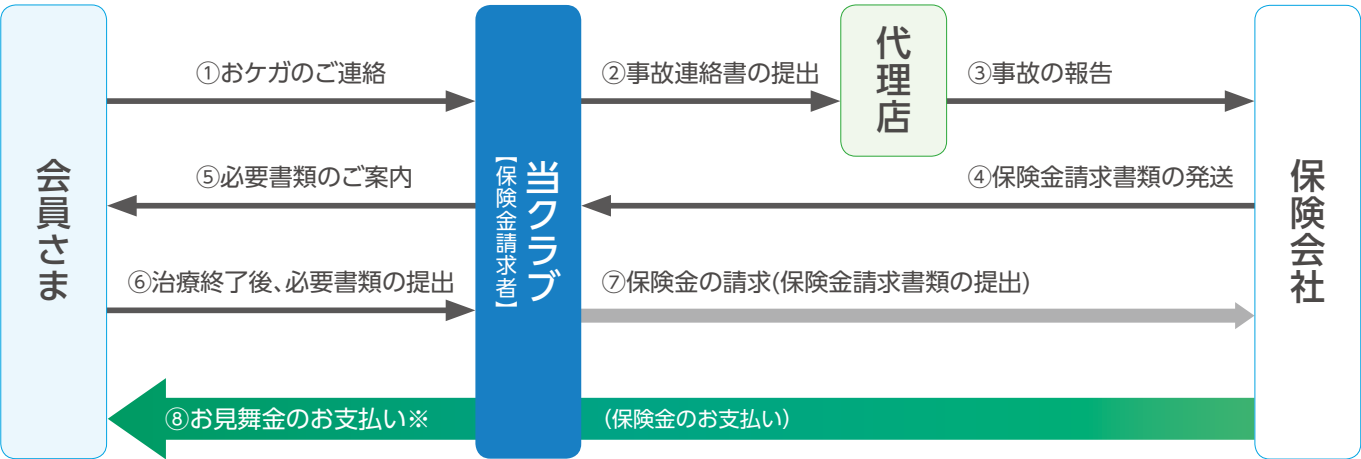
事故発生日時			XX 年 XX 月 XX 日 （午前 ・ 午後） XX 時 XX 分頃		………代理店使用欄………			
事故発生場所			（ ）加盟クラブ施設内(駐車場等を含む)				SC連絡日	
			（○）上記以外（具体的に記入ください： XXXプール ）					
被害の 対象	身体 損害	受 傷 者	フリガナ トウカイ ハナコ 会員 ・ その他（どちらかに○をつけてください）					
			受傷者氏名： 東海 花子 年令（ XX ）才 （男性 ・ 女性 ）				請求書送付日	
			（受傷者が未成年の場合には親権者名も記入願います）					
			親権者氏名： 東海 太郎					
			〒 XXX-XXXX 住所 東京都千代田区三番町X-X				請求書提出日	
			連絡先 電話番号 03- XXXX - XXXX					
	財物 損害	加 害 者	フリガナ 年令（ ）才 （男性 ・ 女性 ）				証券番号	
			被害物： 損害額（見込み）：					
			〒 - 住所				クラブ管理番号	
			連絡先 電話番号 - -					
事故発生状況							担当者	
			水泳のレッスン中、損保花子ちゃんがプールサイドを走り、転倒した。					
			膝の打撲で全治1週間程度。					
							メモ	
傷病名								
事故発生状況 図			必要に応じ、事故現場の写真も数枚お撮り下さい。					
					受 傷 部 位			
								
上記事故は当クラブの管理下において発生したものであることを証明いたします。								
年 月 日			加盟クラブ名：					
			責任者：				㊟	

記入例

事故対応の流れ

この度のおケガにつきましては、心よりお見舞い申し上げます。
この資料は、会員さまが、本制度を利用する場合についてのご案内です。
以下の内容をご確認のうえ、お手続きいただきますようお願いします。

1 おケガされて、当クラブからお見舞金をお支払いするまでの流れ



※お見舞金は当クラブより会員さまへお支払いするものですが、原則として保険会社より会員さまのお口座に直接お振込みします。

- 

ご注意ください!
1. 本補償制度は、治療費の実費をお支払いするものではありません。また、診断書料、交通費についても、お支払いの対象とはなりません。

2. 保険金請求権者は当クラブとなります。

2 ご用意いただく書類について

以下の書類のうち、○印のついている書類をご用意ください。（下表の『ご説明』を必ずご覧ください。）

書類名称 (正式書類名称)	ご請求額 10万円超	ご請求額 10万円以下	ご説明
保険金請求書	—	—	★当クラブにて記入します。 会員さまにお渡しする入院通院申告書の裏面が保険金請求書となります。 当クラブにて記入のうえ、ご提出いただいた書類とあわせて、保険会社へ提出します。
入通院申告書	○	○	★会員さまにてご用意ください。 ・おケガの内容、お見舞金振込口座等についてご記入ください。 保険金ご請求額（＝入院通院日額×入院通院日数）が10万円以下の場合、診断書の代わりにご利用いただく書類です。 ・「お見舞金振込口座」欄に、お振込先の口座をご記入ください。
診察券コピー または 領収証コピー	○	○	★会員さまにてご用意ください。 医療機関名がわかる診察券または領収書のコピー（1枚で可）をご提出ください。 ※入院・通院申告書にご記入いただければ、提出は不要です。
同意書	○	○	★会員さまにてご用意ください。 保険会社から医療機関へ、治療内容の確認をする際に必要となります。おケガされた方が ご自身でご署名・ご捺印ください。 ただし、おケガされた方が未成年者の場合には、親権者の方がご署名・ご捺印ください。
診断書	△	×	★会員さまにてご用意ください。 保険金ご請求額が10万円を超える場合に、必要に応じて、保険会社よりご案内がありますので、ご用意ください。 なお、診断書料は保険金のお支払対象にはなりませんので、あらかじめご了承ください。 ※他の保険会社等にご提出される診断書がお手元にある場合は、そのコピーを代用できる場合があります。

3 補償内容について

補償対象者

会員さま、ビジターさま ※当クラブ管理下中のおケガが対象です。

補償内容

<1> お支払する保険金について

当クラブ管理下中におケガをされた場合で、かつ、当クラブの定める見舞金規定にしたがい、お見舞金をお支払いする場合に、保険会社を通じて、以下の保険金を支払われます。

保険金の種類	保険金をお支払する主な場合
①死亡見舞費用保険金	受傷者が傷害の直接の結果として事故の日から 180 日以内に死亡した場合の見舞費用をお支払します。
②後遺障害見舞費用保険金	受傷者に傷害の直接の結果として事故の日から 180 日以内に後遺障害が生じた場合の見舞費用をお支払します。
③入院見舞費用保険金	受傷者が傷害の直接の結果として事故の日から 180 日以内に入院（自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。）した場合の見舞費用をお支払します。
④通院見舞費用保険金	受傷者が傷害の直接の結果として事故の日から 180 日以内に通院（病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。）した場合の見舞費用をお支払します。

1日あたりの入院・通院見舞費用保険金額、死亡・後遺障害見舞費用保険金額については、当クラブまでご照会ください。

(注)お支払対象期間、限度日数については、以下<2><3>をご確認ください。

<2> 入院・通院保険金のお支払要件

次の2つの要件を満たした場合、見舞費用保険金のお支払対象となります。

① 医師の治療を受けることが必要です。

- ・医師とは「医師法にいう医師」をいいます。
- ・捻挫・打撲・脱臼・骨折の場合にかぎり接骨院や整骨院で柔道整復師の治療（施術）を受けた場合も、見舞費用保険金のお支払対象となります。
- ・マッサージ・指圧・はり・きゅうについては、医師の指示にもとづきながら行われた施術であれば、見舞費用保険金のお支払対象となります。

② おケガにより実際に医師の治療を受けられた日数に応じて定額でお支払いいたします。

- ・入院見舞費用保険金をお支払いするべき期間中の通院に対して、通院見舞費用保険金はお支払いできません。

<3> 入院・通院保険金のお支払対象期間・限度日数について

○お支払対象期間

おケガをされた日からその日を含めて 180 日以内の入院・通院についてお支払いします。

○お支払限度日数

入院・通院ともに 180 日がお支払限度日数となります。

<4> 必要書類のご提出時期について

おケガの治療が終了、または治療中であってもお支払対象期間（おケガの日を含め 180 日）・お支払限度日数（入院・通院ともに 180 日）を超過しましたら、クラブさまに必要な書類をご提出ください。

問い合わせ先（保険会社等の相談・意見・連絡窓口）

●取扱代理店

株式会社藤田組

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町 1-12-15 テラサキ第2ビル 3F

TEL：03-3276-7551 FAX：03-3276-7550（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

●引受保険会社

【幹事】東京海上日動火災保険株式会社（担当室）公務第二部 文教公務室

〒102-8014 東京都千代田区三番町 6-4

TEL：03-3515-4133 FAX：03-3515-4132（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

<共同引受保険会社（2020年4月予定）>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター（指定紛争解決機関）

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808 <通話料有料>

IP 電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時

（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動の公式サイト（www.tokiomarine-nichido.co.jp）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにも約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店までお問い合わせください。

●ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。

●加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、取扱代理店までご照会ください。